

議案第56号関係資料

公共的団体等の取扱いについて

平成 16 年 4 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）総括表

（16）公共的団体等の取扱い（公社・第三セクターを除く）

番号	部会	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	区分	経過措置
1	総務	自衛隊父兄会	自衛隊父兄会	自衛隊父兄会	B	
2	総務	（秋田市職員互助会）	秋田県市町村職員互助会	秋田県市町村職員互助会	B	
3	総務		河辺郡町村会	河辺郡町村会	C	
4	総務	秋田人権擁護委員協議会	秋田人権擁護委員協議会	秋田人権擁護委員協議会	B	
5	総務	秋田自主防災組織連絡協議会		雄和町自主防災組合連絡協議会	B	
6	総務		町村選挙管理委員会河辺郡連合会	町村選挙管理委員会河辺郡連合会	C	
7	総務	秋田市明るい選挙推進協議会	河辺町明るい選挙推進協議会	雄和町明るい選挙推進協議会	B	
8	総務		河辺郡監査委員協議会	河辺郡監査委員協議会	C	
9	企画			雄和町国際交流協会	A	
10	財政	秋田市納税貯蓄組合連合会	河辺町納税貯蓄組合連合会	雄和町納税貯蓄組合連合会	B	
11	市民生活	秋田地区交通安全協会	秋田地区交通安全協会	秋田地区交通安全協会	B	
12	市民生活	交通指導隊	交通指導隊	交通指導隊	B	
13	市民生活	秋田市交通安全母の会連絡協議会	河辺町交通安全母の会	交通安全母の会	B	
14	市民生活	国民健康保険運営協議会	河辺町国民健康保険運営協議会	雄和町国民健康保険運営協議会	B	
15	市民生活	秋田市中央防犯協会	河辺町防犯協会	雄和町防犯協会	B	
16	福祉	秋田市民生児童委員協議会	河辺町民生児童委員協議会	雄和町民生児童委員協議会	B	
17	福祉	秋田市社会福祉協議会	河辺町社会福祉協議会	雄和町社会福祉協議会	B	
18	福祉	日本赤十字社秋田県支部秋田市地区	日本赤十字社秋田県支部河辺町分区	日本赤十字社秋田県支部雄和町分区	B	
19	福祉	秋田市遺族会	河辺町遺族会	雄和町遺族連合会	B	
20	福祉	秋田地区保護司会	秋田地区保護司会	秋田地区保護司会	B	

（注1）団体の名称および概要（組織、内容、その他）を記入し、該当する団体がない場合は空欄で表示。

（注2）「区分」欄には調整方針（案）の区分を表示（A：現行どおり、B：統合又は河辺町・雄和町に類似団体なし、C：廃止）

（注3）「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）総括表

番号	部会	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	区分	経過措置
21	福祉	秋田市身体障害者協会	河辺町身体障害者協会（身友希望の会）	雄和町身体障害者協会	B	
22	福祉	秋田市手をつなぐ親の会	河辺町手をつなぐ親の会	雄和町手をつなぐ親の会	B	
23	福祉	秋田市母子寡婦福祉連合会	河辺町母子寡婦福祉連合会	雄和町母子寡婦福祉連合会	B	
24	福祉	秋田市保育協議会	男鹿市・南秋田郡・河辺郡保育協議会	男鹿市・南秋田郡・河辺郡保育協議会	B	
25	福祉	秋田市児童虐待防止ネットワーク会議		雄和町児童虐待防止ネットワーク協議会	B	
26	福祉	秋田市老人クラブ連合会	河辺町老人クラブ連合会	雄和町老人クラブ連合会	B	
27	保健	秋田市医師会	秋田市医師会	秋田市医師会	B	
28	保健	秋田市歯科医師会	秋田市歯科医師会	秋田市歯科医師会	B	
29	環境	秋田市環境活動推進協議会			B	
30	商工	秋田市商店街連盟			B	
31	商工	秋田商工会議所	河辺雄和商工会	河辺雄和商工会	A	
32	商工	(社)秋田市シルバー人材センター	河辺町シルバー人材センター		B	
33	商工	秋田市ゆとり創造推進協議会			B	
34	農林	経営・生産対策推進会議	経営・生産対策推進会議	経営・生産対策推進会議	B	
35	農林			雄和町アグリ・リサーチ連絡協議会	A	
36	農林			雄和町やまゆり生産組合、雄和町ダリア生産組合、雄和町メロン生産組合	A	
37	農林	秋田市生活研究グループ	河辺町生活研究グループ	雄和町生活研究グループ	B	
38	農林	秋田市農業振興地域整備促進協議会	河辺町農業振興整備促進協議会	雄和町農業振興整備促進協議会	B	
39	農林	秋田市農業総合指導センター	河辺町農業農村活性化センター	雄和町農業総合指導センター	B	
40	農林	秋田市農業担い手協議会	プロ農業塾	雄和町認定農業者協議会	B	

（注1）団体の名称および概要（組織、内容、その他）を記入し、該当する団体がない場合は空欄で表示。

（注2）「区分」欄には調整方針（案）の区分を表示（A：現行どおり、B：統合又は河辺町・雄和町に類似団体なし、C：廃止）

（注3）「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）総括表

番号	部会	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	区分	経過措置
41	農林	秋田市地産地消推進協議会			B	
42	農林	秋田市資金特別融資制度推進会議	河辺町資金特別融資制度推進会議	雄和町資金特別融資制度推進会議	B	
43	農林	秋田地域畜産再編推進組合	J A 新あきた和牛部会河辺支部	雄和町和牛組合	B	
44	農林	秋田市米政策推進協議会	河辺町水田農業推進協議会	雄和町地域水田農業推進協議会	B	
45	農林	秋田県漁業協同組合秋田支所	岩見川漁業協同組合	仙北西部漁業協同組合	A	
46	農林	秋田市土地改良区統合整備研究会		雄和町土地改良区統合整備協議会	A	
47	農林	秋田市土地改良事業事務担当者連絡協議会		雄和町土地改良事業団体連絡協議会	A	
48	農林			雄和町県営ほ場整備事業推進協議会	A	
49	農林	秋田市林業グループ			B	
50	農林	秋田市特用林産物生産者協議会	河辺町きのこ生産者組合		B	
51	農林	秋田中央森林組合	秋田中央森林組合	秋田中央森林組合	B	
52	農林		河辺町山火事防止対策協議会		C	
53	農林	秋田市仁別自然休養林保護管理協議会			B	
54	農林	秋田猟友会	河辺猟友会	雄和猟友会	B	
55	農林	全国農業新聞秋田市普及委員会			B	
56	農林	秋田市農業者年金協会		雄和町農業者年金協議会	B	
57	建設	秋田市道路占用連絡協議会			B	
58	都市整備	秋田市公園愛護協力会			B	
59	都市整備	秋田市緑化推進委員会	河辺町緑化推進協議会	雄和町緑化推進協議会	B	
60	教育	秋田市文化団体連盟	河辺町芸術文化協会	雄和町芸術文化協会	B	

（注1）団体の名称および概要（組織、内容、その他）を記入し、該当する団体が無い場合は空欄で表示。

（注2）「区分」欄には調整方針（案）の区分を表示（A：現行どおり、B：統合又は河辺町・雄和町に類似団体なし、C：廃止）

（注3）「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）総括表

番号	部会	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	区分	経過措置
61	教育	秋田市体育協会	河辺町体育協会	雄和町体育協会	B	
62	教育	秋田市スポーツ少年団	河辺町スポーツ少年団	雄和町スポーツ少年団	B	
63	教育	秋田市体育指導委員連絡協議会	河辺町体育指導委員会	雄和町体育指導委員会	B	
64	教育	秋田市生涯学習奨励員会	河辺町生涯学習奨励員協議会	雄和町生涯学習奨励員協議会	B	
65	教育	秋田市子ども会育成連絡協議会			B	
66	教育	青少年育成秋田市民会議	青少年育成河辺町民会議	青少年育成雄和町民会議	B	
67	教育	秋田市青少年問題協議会	河辺町青少年問題協議会	雄和町青少年問題協議会	B	
68	教育	秋田市連合青年会		雄和町連合青年会	B	
69	教育	秋田市PTA連合会	河辺町PTA連絡協議会	雄和町PTA連絡協議会	B	
70	教育	秋田市連合婦人会	河辺町連合婦人会	雄和町連合婦人会	B	
71	教育			雄和町自治公民館連絡協議会	A	
72	教育			裕和大学学友会	A	
73	教育		河辺郡地方教育委員会連絡協議会	河辺郡地方教育委員会連絡協議会	C	
74	教育		河辺郡中学校体育連盟	河辺郡中学校体育連盟	C	
75	教育		河辺郡連合婦人会	河辺郡連合婦人会	C	
76	教育		河辺郡校長会	河辺郡校長会	C	
77	消防	秋田県消防協会秋田市支部	秋田県消防協会河辺支部	秋田県消防協会河辺支部	B	

（注1）団体の名称および概要（組織、内容、その他）を記入し、該当する団体がない場合は空欄で表示。

（注2）「区分」欄には調整方針（案）の区分を表示（A：現行どおり、B：統合又は河辺町・雄和町に類似団体なし、C：廃止）

（注3）「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1	総務	自衛隊父兄会 【目的】 防衛意識の普及高揚および自衛隊に対する協力を通じ、わが国の防衛基盤の確立に寄与する。併せて会員の研修、親睦および相互扶助を図る。 【事業】 防衛意識の普及高揚、自衛隊員の募集等自衛隊の諸業務に対する協力、殉職隊員遺族の援護、会員の親睦および相互扶助 他 【会員】 自衛隊員の父兄	自衛隊父兄会 (左に同じ)	自衛隊父兄会 (左に同じ)	1市2町に置かれているそれぞれの支部へのかかわりが異なる。 秋田市においては、市長の定期総会への出席(欠席時は祝電)のみ。 両町においては、さらに各種事業における事務を行っている。(ただし、河辺町は支部そのものが活動休止状態)なお、秋田支部の事務は秋田募集案内所で行っている。	合併時に秋田市の組織に統合する。
2	総務	(秋田市職員互助会)	秋田県市町村職員互助会 【沿革】 昭和45年、県内市町村職員の福祉増進を目的に設立。2市(本荘、鹿角)、59町村(平鹿町以外)、44一部事務組合の計105団体、約11,500人が加入 【事業】 慶弔給付、退会給付、人間ドック助成、資格取得試験助成、貸付、法律税務相談等の事情を実施 【掛金、負担金】 会員掛金 給料月額 18/1,000 団体負担金 給料月額 15/1,000	秋田県市町村職員互助会 (左に同じ)		両町職員は合併時に秋田県市町村職員互助会を脱会し、秋田市職員互助会に加入する。
3	総務		河辺郡町村会 【内容】 河辺町、雄和町、消防一部事務組合で構成。町村の事務および町村長の権限に属する事務の連絡調整や地方自治の調査研究、会員の親睦、交流、情報交換などが主目的 【事業】 吏員大会、球技大会、野球大会、表彰、研修 【負担金】 河辺約900千円、雄和800千円、消防一部事務組合100千円(それぞれ一般会計より負担) 財政規模は4,000千円弱(負担金以外の財源は、県町村 会補助金、繰越金など)	河辺郡町村会 (左に同じ)		両町を廃することとなるため、解散するものとし、残余財産は合併まで適切に処分する。
4	総務	秋田人権擁護委員協議会 【組織】 55人(秋田市14人、河辺町4人、雄和町3人) 【予算額】 1,654千円(負担額:秋田市1,014千円、河辺町52千円、雄和町40千円) 【事業】 標語、作品募集、夏祭街頭啓発など	秋田人権擁護委員協議会 (左に同じ)	秋田人権擁護委員協議会 (左に同じ)	委員の空白地域が生じない、バランスのとれた選任	現に委員として在職する者は、合併後もその者の住所を区域内に含む市町村(秋田市)の区域に置かれた委員として引き続き在職する(人権擁護委員定数規程昭和42年3月24日法務省令第12号)。合併により委員数は21人になるが、任期切れとなった委員の不補充等の措置により合併から3年後に定数の19人とする。人選については、秋田地方法務局と協議しながら行う。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5	総務	<p>秋田自主防災組織連絡協議会</p> <p>【組織】 秋田市内にある各自主防災組織をもって組織し、会員は各自主防災組織の代表者をもって構成する。</p> <p>【目的】 会員相互の連携を密にするとともに、防災技術ならびに知識の向上発展を図り、各地域の自主防災組織の円滑な運営と活動を促進し、地震その他の災害による被害を防止および軽減すること</p> <p>【事業】 防災に関する知識の普及、地震等に対する災害予防および防災技術の向上、消防機関および各自主防災組織との情報交換 等</p> <p>【役員】 会長1名、副会長2名、幹事若干名</p>		<p>雄和町自主防災組合連絡協議会</p> <p>【組織】 町内集落の自主防災組合長をもって組織する。</p> <p>【目的】 地域住民の協調、融和を図り、自主防災組合の連携を強化し、災害から住民の生命、身体、財産を守ること</p> <p>【業務】 消防防災に関する知識の普及および情報交換、災害発生時における情報収集・伝達・初期消火・救出・救護・避難誘導、応急対策に関する知識の普及 等</p> <p>【役員】 会長1名、副会長3名、理事若干名、監事2名</p>		合併時に秋田市の組織に統合する。雄和町自主防災組合連絡協議会は、合併時に廃止する。
6	総務		<p>町村選挙管理委員会河辺郡連合会</p> <p>【会員】 河辺郡2町</p> <p>【目的】 会員相互の連携を密にし、選挙事務の適正な管理執行を行う。</p> <p>【内容】 明るい選挙、選挙に関する啓発、研修会等の事業を実施する。</p>	<p>町村選挙管理委員会河辺郡連合会</p> <p>(左に同じ)</p>	二町間の組織である。	合併時に廃止する。
7	総務	<p>秋田市明るい選挙推進協議会</p> <p>【委員】 27名(男8名、女19名)</p> <p>【任期】 3年</p> <p>【事業】 各種選挙啓発活動の実施</p>	<p>河辺町明るい選挙推進協議会</p> <p>【委員】 13名(男7名、女6名)</p> <p>【任期】 4年(選挙管理委員と同じ)</p> <p>【事業】 各種選挙啓発活動の実施</p>	<p>雄和町明るい選挙推進協議会</p> <p>【委員】 17名(男8名、女9名)</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【事業】 各種選挙啓発活動の実施</p>	委員の任期、改選の時期、人数、選定方法の取扱い	合併時に秋田市の組織に統合する。
8	総務		<p>河辺郡監査委員協議会</p> <p>【内容】 河辺、雄和両町監査委員で構成し、毎年定期的に総会や研修会などを行っている。</p>	<p>河辺郡監査委員協議会</p> <p>【内容】 河辺、雄和両町監査委員で構成し、毎年定期的に総会や研修会などを行っている。</p>		河辺郡監査委員協議会については合併までに解散する。
9	企画			<p>雄和町国際交流協会</p> <p>【組織】 会長1名、副会長2名、事務局1名</p> <p>【事業】 国際交流セミナーの開催、異文化交流事業の開催、ホームステイ受け入れ支援、国際交流視察研修、町内外国籍定住者との交流および支援</p> <p>【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：100,000円</p>	補助金の取扱い	合併後、新市で実施する国際交流事業において、必要に応じ事業の委託等を検討する。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)	
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町			
10	財政	秋田市納税貯蓄組合連合会 【組織】 323組合 8,651人 (H15.4.1) 【予算額】 1,850千円(15年度) 【取扱税目】 市県民税、固定資産税、国保税 【市からの補助金等】 連合会への補助金等-なし、単位組合への補助金等-234組合で5,356千円、組合長への報酬等-318人で1,590千円	河辺町納税貯蓄組合連合会 【組織】 76組合 1,704世帯(H15.4.1) 【予算額】 2,788千円(14年度) 【取扱税目】 町県民税、固定資産税、国保税、軽自動車税 【町からの補助金等】 連合会への補助金等1,932千円、単位組合への報奨金等-76組合で5,611千円、組合長への報酬等-76組合で293千円	雄和町納税貯蓄組合連合会 【組織】 12組合 161人 (H15.4.1) 【予算額】 206千円(14年度) 【取扱税目】 町県民税、固定資産税、国保税、軽自動車税 【町からの補助金等】 連合会への補助金等-63千円、単位組合への報奨金等-なし、組合長への報酬等-なし			合併時に秋田市の組織に統合する。
11	市民生活	秋田地区交通安全協会 【目的】 昭和24年に設立され、広く交通安全活動を行っている秋田地区交通安全協会を支援する。 【内容】 負担金を支出しているほか、副会長に相場助役が、理事に生活課長が選任されている。 ・15年度負担金：160千円	秋田地区交通安全協会 【目的】 昭和24年に設立され、広く交通安全活動を行っている秋田地区交通安全協会を支援する。 【内容】 負担金を支出しているほか、副会長に町長が、理事に消防交通係長が選任されている。また、秋田地区交通安全協会河辺支部の活動を促進するため、事務局業務を実施している。 ・15年度負担金：45千円	秋田地区交通安全協会 【目的】 昭和24年に設立され、広く交通安全活動を行っている秋田地区交通安全協会を支援する。 【内容】 負担金を支出している。また、秋田地区交通安全協会雄和支部の活動を促進するため、事務局業務を実施している。 ・15年度負担金：45千円	秋田市は、支部に関する事務局業務を実施していない。	1市2町統一的に組織されている。なお、合併時までには支部に関する事務局業務を廃止する。	
12	市民生活	交通指導隊 【目的】 市内の道路交通の安全を保持するため、交通指導員を委嘱し、交通指導員により構成される交通指導隊に対し、支援等を行う。 【内容】 街頭指導および交通安全教育等を実施する交通指導隊に関する事務局活動を行っている。また、被服費等にかかる補助金を交付している。 ・15年度補助金：2,456,800円 【定員】 100名 【現員】 82名	交通指導隊 【目的】 町内の道路交通の安全を保持するため、交通指導員を委嘱し、交通指導員により構成される交通指導隊に対し、支援等を行う。 【内容】 街頭指導および交通安全教育等を実施する交通指導隊に関する事務局活動を行っている。 【定員】 12名 【現員】 12名	交通指導隊 【目的】 町内の道路交通の安全を保持するため、交通指導員を委嘱し、指導員により構成される交通指導隊は、警察機関および交通安全推進機関との綿密な連携を図り、交通事故防止に努める。 【内容】 街頭指導、イベント事業等の道路交通指導整理および交通安全思想の普及、啓発活動等を実施している。 【定員】 15名 【現員】 15名		合併時に秋田市の組織に統合しよう調整に努める。	
13	市民生活	秋田市交通安全母の会連絡協議会 【目的】 交通安全母の会連絡協議会の活動の支援 【内容】 交通安全母の会連絡協議会が実施する交通安全バザーおよび研修会等に対する支援・助言を行うとともに、事務局活動を実施している。また、活動費の補助金を交付している。 ・15年度補助金：353,520円	河辺町交通安全母の会 【目的】 交通安全母の会の活動の支援 【内容】 交通安全諸行事への参加支援、事務局活動を実施している。活動を支援するため、町独自の補助制度がある。 ・15年度補助金：100,000円	交通安全母の会 【目的】 交通安全母の会の活動の支援 【内容】 園児の交通安全教室の実施および街頭指導のほか、研修会等への参加に対する支援・助言を行うとともに、事務局もしている。また、活動費の補助金を交付している。 ・15年度補助金：48,000円		合併時に秋田市の組織に統合しよう調整に努める。	

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
14	市民生活	国民健康保険運営協議会 【目的】 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。 【審議事項】 国民健康保険の給付に関する事項、国民健康保険税に関する事項、その他国民健康保険に関する重要な事項 【委員】 被保険者を代表する委員3人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員3人、公益を代表する委員3人、被用者保険等保険者を代表する委員3人（12人）	河辺町国民健康保険運営協議会 【目的】 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。 【審議事項】 国民健康保険の給付に関する事項、国民健康保険税に関する事項、その他国民健康保険に関する重要な事項 【委員】 被保険者を代表する委員3人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員3人、公益を代表する委員3人、被用者保険等保険者を代表する委員3人（12人）	雄和町国民健康保険運営協議会 【目的】 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。 【審議事項】 国民健康保険の給付に関する事項、国民健康保険税に関する事項、その他国民健康保険に関する重要な事項 【委員】 被保険者を代表する委員3人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員3人、公益を代表する委員3人（9人）	1市2町でそれぞれ協議会が組織・運営されている。	合併時に秋田市の組織に統合する。
15	市民生活	秋田市中央防犯協会 【組織】 会長1名、副会長2名、理事20名、監事2名、事務局 【事業】 警察や関係団体と連携し、防犯思想の啓発、各種防犯活動への参画、推進 【その他】 事務局を自治振興課内に置き、市の予算で執行 ・15年度予算：673千円	河辺町防犯協会 【組織】 会長1名、副会長2名、理事10名、監事2名、事務局 【事業】 警察や関係団体と連携し、防犯思想の啓発、各種防犯活動への参画、推進 【その他】 事務局を町民生活課内に置き、事務を担当。町から運営費補助を受けている。 ・15年度予算：270千円	雄和町防犯協会 【組織】 会長1名、副会長3名、理事10名、監事2名、事務局 【事業】 警察や関係団体と連携し、防犯思想の啓発、各種防犯活動への参画、推進 【その他】 事務局を町民生活課に置き、事務を担当。町から運営費補助を受けている。 ・15年度予算：110千円	秋田市は中央防犯協会の事務局を課内に置き、直接実施。河辺町、雄和町はそれぞれの防犯協会に対し事業費補助を行っているが、事務はそれぞれの自治体職員が対応しており、補助額にも格差がある。17年度の東署の開設に伴う防犯協会の再構成の可能性もあり、支援・運営等について見極めが必要	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の組織に統合する。
16	福祉	秋田市民生児童委員協議会 【組織】 会長1名、副会長4名、常任理事4名、理事32名、監事3名 【事業】 地区民生児童委員協議会の指導、連絡調整 調査、研修、資料情報収集 研修の開催 関係行政機関等との連絡、協調	河辺町民生児童委員協議会 【組織】 会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名 【事業】 民生児童委員協議会の充実強化 在宅福祉活動の推進 心豊かな子どもを育てる運動の推進 介護保険制度の周知と利用の適正指導	雄和町民生児童委員協議会 【組織】 会長1名、副会長3名、会計1名、監事2名 【事業】 民生児童委員協議会の充実強化 個別援助活動の強化 在宅援助のためのネットワークづくりの推進 福祉のまちづくりへの協力 心豊かな子どもを育てる運動の推進		合併時に秋田市の組織に統合する。
17	福祉	秋田市社会福祉協議会 【組織】 会長1名、理事15名(会長含む)、監事3名、評議員40名 【事業】 社会福祉を目的とする事業の企画および実施 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成 このほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業	河辺町社会福祉協議会 【組織】 会長1名、理事13名(会長含む)、監事2名、評議員30名 【事業】 社会福祉を目的とする事業の企画および実施 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成 このほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業	雄和町社会福祉協議会 【組織】 会長1名、理事13名(会長含む)、監事2名、評議員30名 【事業】 社会福祉を目的とする事業の企画および実施 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成 このほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業		合併時に秋田市の組織に統合する。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
18	福祉	日本赤十字社秋田県支部秋田市地区 【組織】 地区長1名、副地区長1名、評議員、監事、参 与、幹事、事務委員、分区長、副分区長、事務 幹事 【事業】 日本赤十字社秋田県支部の事業を補助し、そ の目的達成のための必要な事業を行う。	日本赤十字社秋田県支部河辺町分区 【組織】 地区長1名、副地区長1名、評議員、監事、参 与、幹事、事務委員 【事業】 日本赤十字社秋田県支部の事業を補助し、そ の目的達成のための必要な事業を行う。	日本赤十字社秋田県支部雄和町分区 【組織】 地区長1名、副地区長1名、評議員、監事、参 与、幹事、事務委員 【事業】 日本赤十字社秋田県支部の事業を補助し、そ の目的達成のための必要な事業を行う。		合併時に秋田市の組織に統合する。
19	福祉	秋田市遺族会 【組織】 会長、副会長、支部長 【事業】 戦没者追悼式の主催、県および国の戦没者追 悼式等への参加、会員への関係法令に関する 相談・助言	河辺町遺族会 【組織】 会長、副会長、支部長 【事業】 戦没者追悼式の主催、県および国の戦没者追 悼式等への参加、会員への関係法令に関する 相談・助言	雄和町遺族連合会 【組織】 会長、副会長、支部長 【事業】 戦没者追悼式の主催、県および国の戦没者追 悼式等への参加、会員への関係法令に関する 相談・助言		合併時に秋田市の組織に統合するよう調 整に努める。
20	福祉	秋田地区保護司会 【組織】 会長、理事、監事 【事業】 「社会を明るくする運動」の開催、更生保護施 設への協力等犯罪を犯した者の更生への援 助、犯罪の予防などの活動	秋田地区保護司会 (左に同じ)	秋田地区保護司会 (左に同じ)		1市2町統一的に組織されている。
21	福祉	秋田市身体障害者協会 【組織】 会長1名、副会長3名、監事3名、事務局長1 名、理事36名(他職兼務可)、地区会37箇所、 部会(障害別)7部会、会員数1,172名 【事業】 福祉大会、ゲートボール大会、ふれあいの集 い、料理教室、鍼灸奉仕、相談事業、市委託 事業、県・市主催事業への参加等 【その他】 ・市補助(15年度:448,000円)	河辺町身体障害者協会(身友希望の会) 【組織】 会長1名、副会長2名、会計1名、支部長3名 (他職兼務可)、会員数497名 【事業】 研修会の開催、困りごと相談、健康学習会・交 流会、県・ブロック・町事業への参加 【その他】 ・町補助(15年度:135,000円)	雄和町身体障害者協会 【組織】 会長1名、副会長3名、会計1名、理事30名以 内、監事3名、顧問、会員数394名(施設含む) 【事業】 研修会の開催、健康講話会、県・ブロック・町 事業への参加 【その他】 町補助 0円	なし	17年4月1日に秋田市の組織に統合する よう調整に努める。
22	福祉	秋田市手をつなぐ親の会 【組織】 会長1名、副会長2名、世話人42名以内、監事 2名、会員数370名 【事業】 施設見学、学習・研修会の実施、イベントの開 催、県・市主催行事への参加等 【その他】 ・市補助(15年度:200,000円) ・16年度より事業補助	河辺町手をつなぐ親の会 【組織】 会長1名、副会長2名、監事2名、世話人10 名、会計1名、会員数35名 【事業】 研修会の実施、県・ブロック・町事業への参加 【その他】 ・町補助(15年度:50,000円)	雄和町手をつなぐ親の会 【組織】 会長1名、副会長2名、会計1名、世話役若干 名、会員数23名 【事業】 研修会の実施、県・ブロック・町事業への参加 【その他】 町補助 0円	なし	17年4月1日に秋田市の組織に統合する よう調整に努める。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
23	福祉	秋田市母子寡婦福祉連合会 【目的】 会員の相互扶助に努め、母子家庭および寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とする。 自立援助事業 子供の健全育成および相談指導等の厚生事業 【規模】 会員数330人 【事業内容等】 母子家庭を対象とした事業、母子寡婦福祉連合会会員を対象とした事業、各種事業の参加、視察研修	河辺町母子寡婦福祉連合会 【目的】 会員の相互扶助に努め、母子家庭および寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とする。 【規模】 会員数50人 【事業内容等】 母子家庭を対象とした事業、母子寡婦福祉連合会会員を対象とした事業、各種事業の参加、視察研修	雄和町母子寡婦福祉連合会 【目的】 会員の相互扶助に努め、母子家庭および寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とする。 【規模】 会員数14人 【事業内容等】 母子家庭を対象とした事業、母子寡婦福祉連合会会員を対象とした事業、各種関連事業への参加、視察研修	なし	合併時に秋田市の組織に統合するよう調整に努める。
24	福祉	秋田市保育協議会 ・秋田市内の認可保育所（公立10施設、民間28施設）間の連携を深め、会員の親睦・職員研修を通じ、児童福祉の向上をはかる。（平成16年4月1日から公立9施設、民間29施設）	男鹿市・南秋田郡・河辺郡保育協議会 ・男鹿市・南秋田郡・河辺郡内の認可保育所（公立21施設、民間2施設）間の連携を深め、会員の親睦・職員研修を通じ、児童福祉の向上をはかる。	男鹿市・南秋田郡・河辺郡保育協議会 ・男鹿市・南秋田郡・河辺郡内の認可保育所（公立21施設、民間3施設）間の連携を深め、会員の親睦・職員研修を通じ、児童福祉の向上をはかる。	なし	合併時に秋田市の組織に統合する。
25	福祉	秋田市児童虐待防止ネットワーク会議 【目的】 児童虐待の防止と早期発見および、虐待を受けた児童やその保護者を援助するために、児童を取り巻く関係機関相互の連携を強化し、必要な体制を整備する。 【組織体制】 委員数14名 【内容】 児童虐待についての情報交換、虐待の発見および対応方法の検討、児童虐待に関する地域社会への啓発、その他児童虐待の防止に関すること		雄和町児童虐待防止ネットワーク協議会 【目的】 児童虐待の予防および早期発見、早期対応を図るため、児童を取り巻く関係機関相互の連携を強化と必要な整備を図る。 【組織体制】 委員数16名 【内容】 児童虐待防止ネットワーク会議の開催、児童虐待に関する学習および情報交換、児童虐待の相談体制の整備およびフローチャートの作成配付、児童を取り巻く関係者や地域社会への啓発など	なし	合併時に秋田市の組織に統合する。
26	福祉	秋田市老人クラブ連合会 【組織】 会長1名、副会長6名、事務局長1名 【事業】 単位老人クラブ相互の連携と活動の発展 【加入クラブ数】 201クラブ	河辺町老人クラブ連合会 【組織】 会長1名、副会長2名 【事業】 単位老人クラブ相互の連携と活動の発展 【加入クラブ数】 32クラブ	雄和町老人クラブ連合会 【組織】 会長1名、副会長2名 【事業】 単位老人クラブ相互の連携と活動の発展 【加入クラブ数】 25クラブ	なし	平成17年4月1日に秋田市の組織に統合するよう調整に努める。
27	保健	秋田市医師会 【組織】 秋田市、河辺町および雄和町の医師で組織されている。 【内容】 ・各種保健衛生事業を業務委託し、実施している。 ・年1回秋田市との懇談会を開催	秋田市医師会 (左に同じ)	秋田市医師会 (左に同じ)	秋田市医師会との懇談会を秋田市のみが実施している。	1市2町統一的に組織されている。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
28	保健	秋田市歯科医師会 【組織】 秋田市、河辺町および雄和町の歯科医師で組織されている。 【内容】 ・各種保健衛生事業を業務委託し、実施している。 ・年1回秋田市との懇談会を開催	秋田市歯科医師会 (左に同じ)	秋田市歯科医師会 (左に同じ)	秋田市歯科医師会との懇談会を秋田市のみ実施している。	1市2町統一的に組織されている。
29	環境	秋田市環境活動推進協議会 【組織】 役員7名、会員12名 【事業】 優良団体表彰 情報交流会開催 情報誌発行 他			秋田市のみ実施	両町に類似団体なし。 なお、河辺町、雄和町の区域も事業対象に含むものとする。
30	商工	秋田市商店街連盟 【組織】 会長1名、副会長5名、監事2名、事務局は秋田商工会議所、会員33商店街 【事業】 商店街活性化に関するソフト事業の推進、講習会・研修会の開催、意見要望活動、表彰等 【その他】 秋田市は、加盟する商店街が行う各種ソフト事業に係る経費について、つなぎ資金として無利子の貸し付けを行っている。(秋田市商店街連盟経由) ・15年度予算:10,000千円				両町に類似団体なし。 なお、合併後、河辺町、雄和町の商店街は秋田市商店街連盟に加盟しない見込みであるため、それに対応して制度の調整(商工会経由の貸付けを可能とする等)を行うこととなる。
31	商工	秋田商工会議所 【組織】 会頭1名、副会頭4名、専務理事1名、監事3名、正会員5,347事業所、準会員638事業所、事務局36名 【事業】 地区内の商工業に対する経営指導などの経営改善普及事業等 【その他】 秋田市は、秋田商工会議所が行う経営改善普及事業に対し補助している。 ・15年度予算:12,000千円	河辺雄和商工会 【組織】 会長1名、副会長2名、監事2名、会員数427名、事務局本所6名、雄和支所4名 【事業】 地区内の商工業に対する経営指導などの経営基盤強化事業等 【その他】 河辺町・雄和町は、河辺雄和商工会に対し、運営費・育成費補助および地域活性化事業費補助・地域振興活性化事業費補助を行っている。 ・16年度予算 運営費補助:2,850千円 地域活性化事業費補助:900千円	河辺雄和商工会 (左に同じ) ・16年度予算 育成費補助:2,850千円 地域振興活性化事業費補助:500千円	団体への対応等 補助金の取扱い	現行どおりとする。 商工会議所と商工会の関係については、法的には、並立に問題がなく、また商工会議所と商工会の合併が認められていないことから、組織合併の提案はせず、両者が必要に応じて協力できる体制の構築を働きかけていく。 補助金の取扱いについては、議案第33号「補助金等の取扱いについて」で調整済み。(平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。ただし、商工会への補助金については、激変緩和のため段階的に減額する。)

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
32	商工	(社)秋田市シルバー人材センター 【組織】 理事長1名、副理事長2名、理事12名、監事2名、事務局6名 【事業】 高齢者の就業に関する情報収集および提供、就業機会の開拓ならびに提供および安全就業の推進、簡易な仕事に関する知識および技能習得講習 【その他】 市から運営費補助および事業費補助を受けている。 ・平成15年度 運営費補助:1,100万円(国から同額補助あり) 事業費補助:100万円(")	河辺町シルバー人材センター ・河辺町社会福祉協議会に全て事業委託。従って、組織は名称のみである。			合併時に(社)秋田市シルバー人材センターに統合するよう調整に努める。
33	商工	秋田市ゆとり創造推進協議会 【組織】 会長1名、副会長1名、委員9名、事務局4名 【事業】 勤労者の福祉向上に関すること、雇用開発推進のため必要な資料の収集および情報交換、ゆとり創造に関する広報・啓発等				両町に類似団体なし。
34	農林	経営・生産対策推進会議 【目的】 関係機関の連携・強化を図り、地域農業構造改革を推進するため、関係機関の代表者を構成メンバーとして設立 【構成】 市農林部長、市農業委員会、秋田地域農業改良普及センター所長、新あきた農業協同組合長、新城側土地改良区理事長、旭川筋土地改良区理事長、孫左衛門堰土地改良区理事長、仁井田土地改良区理事長	経営・生産対策推進会議 【目的】 関係機関の連携・強化を図り、地域農業構造改革を推進するため、関係機関の代表者を構成メンバーとして設立 【構成】 町長、新あきた農業協同組合、土地改良区理事長、農業委員会、各関係機関18名	経営・生産対策推進会議 【目的】 関係機関の連携・強化を図り、地域農業構造改革を推進するため、関係機関の代表者を構成メンバーとして設立 【構成】 町長、町議会議長、JA新あきた専務理事、秋田地域農業改良普及センター所長、秋田中央農業共済組合長理事、町農業委員会、町認定農業者協議会会長、土地改良事業団体連絡協議会会長		合併時に秋田市の組織に統合する。
35	農林			雄和町アグリ・リサーチ連絡協議会 【目的】 雄和町と研究機関下記等が連携を密にして、地域産業の活性化を図る。 【事業】 研究機関等のシーズを波及させるための研究、調査および実践 【構成】 県農業試験場、県森林技術センター、農業改良普及センター、農業協同組合、(株)坂本バイオ、農業委員会、認定農業者協議会、町農業総合指導センター、ファームレデース2の計10名	雄和町独自の協議会である。 新市全域に事業効果をどう波及させていくのか検討が必要である。	現行どおり存続し、構成員や活動内容については今後検討する。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
36	農林			雄和町やまゆり生産組合、雄和町ダリア生産組合、雄和町メロン生産組合 【目的】 やまゆり、ダリア、メロンの生産振興と農家所得の増大を図るため、技術の習得研修や販売促進活動を積極的に展開する。 【やまゆり生産組合】 20戸 【ダリア生産組合】 10戸 【メロン生産組合】 15戸	雄和町独自の生産組合である。 秋田市、河辺町ではJA新あきたの野菜部会、花き部会などの生産部会がある。	当面は現行どおりとするが、JAの生産部会への移行についても検討する。
37	農林	秋田市生活研究グループ 【目的】 生活改善を実行している自主的なグループが、それぞれの生活の実情に合わせて、よりよい家庭づくりの方法を研究し、これを実行するにあたってお互いの情報や技術を交換し、確実に生活改善を促進する。 【構成】 8グループ27人 直接関与はしていない	河辺町生活研究グループ 【目的】 生活改善を実行している自主的なグループが、それぞれの生活の実情に合わせて、よりよい家庭づくりの方法を研究し、これを実行するにあたってお互いの情報や技術を交換し、確実に生活改善を促進する。 【構成】 4グループ11人	雄和町生活研究グループ 【目的】 生活改善を実行している自主的なグループが、それぞれの生活の実情に合わせて、よりよい家庭づくりの方法を研究し、これを実行するにあたってお互いの情報や技術を交換し、確実に生活改善を促進する。 【構成】 8グループ38人	秋田地域農業改良普及センターが指導している任意グループである。	合併後、速やかに統合するよう調整に努める。
38	農林	秋田市農業振興地域整備促進協議会 【目的】 農業振興地域整備計画の策定および変更ならびに整備計画に基づく事業等の実施に関する重要事項を協議する。 【構成】 JA新あきた、秋田中央地域農業共済組合、秋田中央森林組合、仁井田堰土地改良区、秋田市孫左衛門堰土地改良区、秋田市旭川筋土地改良区、市農業委員会、市農林部 【役員】 会長1名、副会長1名	河辺町農業振興整備促進協議会 【目的】 農業振興地域整備計画の策定および変更ならびに整備計画に基づく事業等の実施に関する重要事項を協議する。 【構成】 JA新あきた、秋田中央地域農業共済組合、秋田中央森林組合、河辺町土地改良区、町農業委員会、町農林課、各種農業組織 【役員】 会長1名、副会長1名	雄和町農業振興整備促進協議会 【目的】 農業振興地域整備計画の策定および変更ならびに整備計画に基づく事業等の実施に関する重要事項を協議する。 【構成】 JA新あきた、秋田中央農業共済組合、雄和土地改良事業団体連絡協議会、雄和町農業委員会、産業課 【役員】 会長1名、副会長1名		合併時に秋田市の組織に統合する。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
39	農林	<p>秋田市農業総合指導センター</p> <p>【目的】 農業指導機関が緊密な連携のもとに、農家に対し営農技術指導の一元化を図るとともに指導機関員自身の資質の向上に努め、農業の近代化と合理化の推進を図る。</p> <p>【事業】 軽量紙マルチ水田実証圃設置、部会別技術研修、講習会、食農教育推進活動等</p> <p>【役員】 所長-農林部長、副所長-農林部次長 【運営委員】 関係団体、県、市など11人 【幹事】 関係団体、県、市など8人 【部会員】 物づくり部会44名、人づくり部会17名、地域づくり部会19名 【市補助額】 528千円</p>	<p>河辺町農業農村活性化センター</p> <p>【目的】 総合的な農業施策とこれを一体に推進する体制の確立、町農林業の振興と農村地域の活性化を図る。</p> <p>【事業】 農業振興施策全般および農家指導に関すること。林業の振興に関すること</p> <p>【推進本部】 本部長-河辺町長 【活性化推進協議会委員】 生産者、関係団体、県、町など16人 【部会】 総合調整部会、土地利用型部会、集約型部、担い手・生活部会、農村整備部会、林業部会 【町負担額】 2,700千円</p>	<p>雄和町農業総合指導センター</p> <p>【目的】 農業関係指導機関が緊密な連携のもとに、農家に対し営農技術指導の一元化を図るとともに、指導機関員自身の資質向上に努め、農業の近代化と合理化の推進を図る。</p> <p>【事業】 部会別研修会、講習会、試作・実証圃・展示圃事業、情報提供</p> <p>【役員】 所長-雄和町長 【運営委員】 関係団体、県、町など6人 【幹事】 生産者、関係団体、県、町など10人 【部会員】 稲作部会10名、畑作園芸部会10名、普及部会10名 【町補助額】 350千円</p>	<p>構成員、役員、事業内容、各団体負担金、市町補助額などの調整が必要である。</p>	<p>平成17年3月31日までに秋田市の組織に統合する。</p>
40	農林	<p>秋田市農業担い手協議会</p> <p>【目的】 農業集団栽培組合および認定農業者ならびに新規就農者の連携のもと、会員の地域を越えた相互交流・情報交換および研究活動等により、地域農業の担い手として経営管理能力の向上を目指すとともに、本市農業の振興と発展に寄与する。</p> <p>【事業】 講演会、研修会、交流会、各種情報提供</p> <p>【構成】 認定農業者164名、新規就農者8名、営農集団26集団</p> <p>【役員】 会長1名、副会長2名、幹事12名、監事2名、顧問4名 【市補助額】 200千円</p>	<p>プロ農業塾</p> <p>【目的】 認定された農業者が農業経営改善計画を着実に実行するため、会員相互の連携を図る。</p> <p>【事業】 経営改善相談会の開催、先進的農業者の視察、研修、農業簿記研修、会員相互の親睦会</p> <p>【構成】 認定農業者73名</p> <p>【役員】 会長1名、副会長2名、幹事9名、事務局長1名、監事2名</p>	<p>雄和町認定農業者協議会</p> <p>【目的】 認定農業者の相互交流・情報交換および研究活動等により、地域農業の担い手として経営管理能力の向上を目指すとともに、町農業の振興と発展に寄与する。</p> <p>【事業】 研修会、交流会、情報提供</p> <p>【構成】 認定農業者87名</p> <p>【役員】 会長1名、副会長2名、幹事3名、監事2名</p>	<p>構成員、役員、事業費などの調整が必要である。</p>	<p>平成17年3月31日までに秋田市の組織に統合するよう調整に努める。</p>

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
41	農林	<p>秋田市地産地消推進協議会</p> <p>【目的】 「安全」「新鮮」「安心」な地場産農産物への関心が高まっており、消費者ニーズを的確にとらえた多様な販路の確保を図るため、生産者と消費者の相互理解に努め、「地産地消」を推進する。</p> <p>【事業】 直売の場の設置、給食調理現場視察、給食関係者との意見交換会、生産者・消費者連携の収穫体験、意見交換会</p> <p>【構成】 生産者、消費者、関係団体、市関係各課計33名</p> <p>【役員】 会長 農林部長、副会長4名</p> <p>【部会員】 直売活動推進部会22名、学校給食市内産農産物利用推進会議20名、生産者・消費者連携推進部会12名</p>			<p>合併後は、河辺町、雄和町の生産者、消費者等も構成員に加える必要がある。</p>	<p>両町に類似団体なし。 なお、河辺町、雄和町の関係者の参加を促し、一体となって地産地消を推進する。</p>
42	農林	<p>秋田市資金特別融資制度推進会議</p> <p>【目的】 農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営を図るため、貸付認定のための審査会を開催する。</p> <p>【構成】 市、市農業委員会、JA新あきた、秋田地域振興局、農業改良普及センター、農林漁業金融公庫秋田支店、農林中央金庫秋田支店、秋田県信用農業協同組合連合会、秋田県農業信用基金協会、農林水産長期金融協会秋田支部</p> <p>【役員】 会長 秋田市長</p>	<p>河辺町資金特別融資制度推進会議</p> <p>【目的】 農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営を図るため、貸付認定のための審査会を開催する。</p> <p>【構成】 町、町農業委員会、JA新あきた、秋田地域振興局、農業改良普及センター、農林漁業金融公庫秋田支店、農林中央金庫秋田支店、秋田県信用農業協同組合連合会、秋田県農業信用基金協会、農林水産長期金融協会秋田支部</p> <p>【役員】 会長 河辺町長</p>	<p>雄和町資金特別融資制度推進会議</p> <p>【目的】 農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営を図るため、貸し付け認定のための審査会を開催する。</p> <p>【構成】 町、町農業委員会、JA新あきた、秋田地域振興局、農業改良普及センター、農林漁業金融公庫秋田支店</p> <p>【役員】 会長 雄和町長</p>		<p>合併時に秋田市の組織に統合する。</p>
43	農林	<p>秋田地域畜産再編推進組合</p> <p>【構成】 肉用牛農家47戸、酪農家5戸</p> <p>【役員】 組合長理事1名、副組合長理事3名、理事5名、監事2名</p> <p>【事業】 研修会、座談会、共進会、共励会、共同放牧、環境衛生対策、販路拡大、新技術の普及等</p> <p>【市補助額】 750千円(事業費の1/2)</p>	<p>JA新あきた和牛部会河辺支部</p> <p>【構成】 肉用牛農家21戸</p> <p>【役員】 支部長1名、副支部長2名、監事2名、理事3名</p> <p>【事業】 研修会・座談会の開催、巡回指導、優良子牛導入対策</p> <p>【町補助額】 JA和牛部会補助金：150千円</p>	<p>雄和町和牛組合</p> <p>【構成】 肉用牛農家29戸、酪農家 1戸</p> <p>【役員】 組合長1名、副組合長1名、監事1名</p> <p>【事業】 畜産農家の飼養技術向上および研修交流事業等</p> <p>【町補助額】 120千円(事業費の1/4)</p>	<p>河辺町には組合がなく、秋田市と雄和町も事業内容などが異なることから、構成員、役員、事業内容、事業費などの調整が必要である。 JA新あきた和牛部会は3市町にまたがっているが、河辺町のみ補助している。</p>	<p>平成17年3月31日までに秋田市の組織に統合するよう調整に努める。 JA新あきた和牛部会は、現行どおりとするが補助金は廃止する。</p>

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
44	農林	<p>秋田市米政策推進協議会 【目的】 「米政策改革大綱」を踏まえ需要に応じた米の計画的生産を図るとともに、水田農業のあるべき姿を実現する。 【構成】 生産者、消費者、関係団体、国、県、市 【役員】 会長-農林部長、副会長-JA新あきた代表理事組合長、市農業委員会会長 【事業】 水田を中心とした土地利用型農業活性化対策の推進指導、生産調整目標面積ならびに米穀の計画出荷目標の配分・調整等、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策関連事業の円滑な推進、情報交換ならびに連絡調整、望ましい「秋田の水田農業」確立事業 【事務局】 市農政課</p>	<p>河辺町水田農業推進協議会 【目的】 水田農業振興計画の策定、農業者に対する生産調整ガイドラインの配分など水田農業の活性化を図る。 【構成】 河辺町、JA新あきた、町農業委員会、河辺町土地改良区 【役員】 会長-町議会議長、副会長-JA新あきた専務理事 【推進協議会委員】 生産者、消費者、関係団体、国、県、町など 【事業】 水田を中心とした土地利用型農業活性化対策の推進指導、生産調整目標面積ならびに米穀の計画出荷目標の配分・調整、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策関連事業の推進指導、情報交換ならびに連絡調整、望ましい「秋田の水田農業」確立事業 【事務局】 町農業農村活性化センター</p>	<p>雄和町地域水田農業推進協議会 【目的】 平成16年度からの米政策、水田農業施策を円滑に推進することにより、稲作と他作物を適切に組み合わせた生産性の高い複合経営の確立を図る。 【構成】 生産者、消費者、関係団体、国、県、町など 【役員】 会長-雄和町長 副会長-JA新あきた専務理事 【協議事項】 雄和町地域水田農業ビジョン策定に関するこの他7項目 雄和町水田農業推進協議会 【目的】 水田農業経営確立対策を統合的かつ効率的に推進し、望ましい経営体の育成、稲作と転作を組み合わせた生産性の高い複合経営の確立を図る。 【構成】 生産者、関係団体、国、県、町など 【役員】 会長-雄和町長、副会長-JA新あきた専務理事 【事業】 農業者別ガイドライン等の配分方針・地域間調整の指導、水田農業経営確立対策の推進指導、水田農業全体の条件整備、情報交換ならびに連絡調整 【事務局】 町産業課</p>	<p>構成員、役員などの調整が必要である。</p>	<p>合併時に秋田市の組織に統合する。</p>
45	農林	<p>秋田県漁業協同組合秋田支所 【役員】 代表理事組合長 佐藤孫一、理事41名 【組合員】 正組合員1,616人、准組合員648人 【支所】 北部総括支所、若美支所、北浦総括支所、船川総括支所、脇本支所、船越支所、天王町支所、秋田支所、南部総括支所 【秋田支所管内組合員】 正組合員76人、准組合員67人</p>	<p>岩見川漁業協同組合 【役員】 代表理事組合長 山上文明、理事11(12)名 【組合員】 正組合員180名、准組合員174名</p>	<p>仙北西部漁業協同組合 【役員】 代表理事組合長-工藤鐵男、理事12名、監事3名 【組合員】 正組合員414名 【事業】 稚魚の放流、河川パトロール、自然環境の保全</p>	<p>海面漁協、内水面漁協(岩見川、雄物川)とそれぞれ水域や目的が異なる。</p>	<p>現行どおりとする。</p>

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
46	農林	秋田市土地改良区統合整備研究会 【構成】 9土地改良区、県、市、土地改良事業団体連 合会 【役員】 秋田市豊岩中央土地改良区 【事業】 土地改良区の統合整備に関する現状分析や 統合整備の構想および計画について協議中 【市負担金】 10,000円	河辺町は河辺町土地改良区の1土地改良区 の構成であるため、統合に関する協議会はな い。	雄和町土地改良区統合整備協議会 【構成】 6土地改良区 【役員】 会長 雄和町長 【事業】 平成16年4月1日を目標に町内6土地改良区 の事務統合を目指し、統合整備の具体的な構 想等について協議中 【町負担金】 なし 平成15年度で統合が完了することにより協 議会を廃止する。	秋田市では土地改良区の統 合が進まないため、今後も 協議を継続する必要があ る。	現行どおりとする。
47	農林	秋田市土地改良事業事務担当者連絡協議会 【構成】 土地改良区事務局職員、市担当者 【役員】 会長 秋田市農業環境整備課長 【事業】 会員相互の研修、先進地視察 【市負担金】 50,000円	協議会の組織なし	雄和町土地改良事業団体連絡協議会 【構成】 町内6土地改良区 【役員】 会長代行 雄和町中央土地改良区 【事業】 先進地事例視察、研修会 【町負担金】 なし	秋田市は事務担当者の連絡 協議会であり、雄和町は土 地改良区の連絡協議会と性 格が異なる。	現行どおりとする。
48	農林			雄和町県営ほ場整備事業推進協議会 【構成】 町内9組合 【役員】 会長 芝野地区基盤整備組合長 【事業】 ほ場整備に関する各地区の要望に対し、事業 費等の調整を行うなど事業の推進を図る。 【町負担金】 なし	秋田市、河辺町には類似の 団体が無い。	現行どおりとする。
49	農林	秋田市林業グループ 【目的】 林業経営に関する知識技術の研究・交換に努 め、農林家経済の向上と会員相互の連携を図 る。 【設立】 昭和53年4月 【構成】 市内の林業経営者、秋田中央森林組合等計 26人 【事業】 各種講習会・研究会への参加、先進地視察の ほか、会員相互の親睦を図るため年1回総会 を開催 【事務局】 市林務課 【その他】 市からの運営費補助なし			合併後は、河辺町、雄和町 の林業者も構成員に加える 必要がある。	両町に類似団体なし。 なお、河辺町、雄和町の林業者にも参加 を呼びかける。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
50	農林	<p>秋田市特用林産物生産者協議会</p> <p>【目的】 特用林産物の生産技術及び流通機構の研修を通じて、会員の利益を増進し、生産者所得の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【設立】 平成7年4月</p> <p>【構成】 市内のキノコ生産者、林業経営者等計5人</p> <p>【事業】 特用林産物関連の定期刊行物の購読、情報提供・交換のほか、会員相互の親睦を図るため2年1回総会を開催</p> <p>【事務局】 市林務課</p> <p>【その他】 市からの運営費補助なし</p>	<p>河辺町きのこ生産者組合</p> <p>【目的】 シイタケ榎木の購入に対して補助し、特用林産業の振興を図る。</p> <p>【設立】 昭和58年</p> <p>【構成】 町内のシイタケ生産者計5人</p> <p>【事業】 榎木購入費用の10%として1本当たり15円を補助する。 ・平成14年度購入本数:27,718本</p> <p>【町補助額】 415,770円(平成14年度)</p>		<p>秋田市と河辺町で内容が異なる。雄和町には類似の団体がない。</p>	<p>合併時に秋田市の組織に統合する。 なお、河辺町、雄和町の生産者にも参加を呼びかける。</p>
51	農林	<p>秋田中央森林組合</p> <p>【目的】 森林所有者の協同組織の発達を促進し、社会的地位の向上ならびに森林の保続培養および森林生産力の増進により、国民経済の発展に資する。</p> <p>【設立】 平成13年12月1日、秋田市森林組合と河辺森林組合が合併し、秋田市および河辺郡を区域とする秋田中央森林組合が設立</p> <p>【組合員】 秋田市、河辺町、雄和町等に在住する森林所有者1,781人(秋田市は、昭和39年に組合員加入済み)</p> <p>【全体加入面積】 12,202.92ha(平成15年度)</p> <p>【賦課金】 組合に対し賦課金を支出している。 ・H15年度:900円 (平等割500円+面積割400円)</p>	<p>秋田中央森林組合</p> <p>(左に同じ)</p>	<p>秋田中央森林組合</p> <p>(左に同じ)</p>		<p>1市2町統一的に組織されている。</p>
52	農林		<p>河辺町山火事防止対策協議会</p> <p>【目的】 山火事が多発する春季において、山火事予防意識の向上と普及を図り、予防対策を強化することにより山林火災を未然に防止し、森林資源や自然環境を保全する。</p> <p>【構成】 秋田警察署、林業関係団体、町関係各課</p> <p>【事業】 毎年4月に協議会を開催し、予防チラシの作成、山火事防止パレードを実施するとともに、火災発生報告業務を行う。</p> <p>【その他】 町からの運営補助なし</p>		<p>秋田市、雄和町には類似の団体がない。</p>	<p>合併時に廃止する。</p>

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
53	農林	<p>秋田市仁別自然休養林保護管理協議会 【目的】 秋田市仁別地区の仁別国有林内に所在する「仁別自然休養林」の保護管理に協力するとともに、仁別自然休養林内の「国民の森」内の美化清掃や環境整備により、利用者の自然保護意識の高揚を図る。 【構成】 秋田森林管理署、県、市、山岳関係団体、交通運輸関係団体、地元町内会ほか計16人 【事業】 仁別国民の森内の美化清掃（トイレのし尿くみ取り、空き缶回収）、標識類の設置、補修等のほか、年1回総会を開催 【役員】 会長 秋田市長 【事務局】 市林務課 【負担金】 協議会に対し負担金を支出している。 ・15年度：295,000円</p>				両町に類似団体なし。
54	農林	<p>秋田猟友会 【目的】 狩猟知識の普及啓蒙を図り、鳥獣の保護と狩猟ならび有害鳥獣駆除の適正化に寄与するとともに、会員の親睦を図る。 【構成】 市内の各猟友会に所属し、狩猟者登録をしている者 計320人 【事業】 鳥獣保護および狩猟に関する関係法令の普及徹底、鳥獣の保護増殖、有害鳥獣の駆除のほか、年1回総会を開催 【事務局】 秋田市内に置く。 【その他】 市からの運営費補助なし</p>	<p>河辺猟友会 【目的】 有害鳥獣の駆除や熊出没時の緊急駆除等により、住民生活の安全を確保し民生の安定に寄与する。 【構成】 町内の狩猟免許所持者 計38人 【事業】 狩猟事故の防止活動および危険鳥獣出没時の関係機関との連携のほか、年1回総会を開催 【その他】 町から運営費補助を受けている。 運営費補助は平成17年1月までに廃止予定 ・15年度補助額：250,000円</p>	<p>雄和猟友会 【目的】 有害鳥獣の駆除や熊出没時の緊急駆除等により、住民生活の安全を確保し民生の安定に寄与する。 【構成】 町内の狩猟免許所持者等の会員22人 【事業】 狩猟事故の防止活動および危険鳥獣出没時の関係機関との連携、猟友会射撃大会の開催等 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度補助額：72,000円</p>	秋田猟友会、河辺猟友会、雄和猟友会ともに、狩猟免許所持者からなる任意団体である。	当面現行どおりとするが、統合に向けた調整に努める。
55	農林	<p>全国農業新聞秋田市普及委員会 【目的】 全国農業新聞の普及 【構成】 公選の農業委員、農業委員会事務局職員 【役員】 会長1名、副会長1名、監事1名</p>				両町に類似団体なし。 なお、合併後は新市全域を活動区域とする。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
56	農林	秋田市農業者年金協会 【目的】 農業者年金受給者および加入者相互の親睦を図る。 【会員】 農業者年金受給者、農業者年金加入者、農業委員会・新あきた農協の代表者 【内容】 総会の開催、視察研修実施		雄和町農業者年金協議会 【目的】 農業者年金受給者および加入者相互の親睦を図る。 【会員】 農業者年金受給者、農業者年金加入者、農業委員会・新あきた農協の代表者 【内容】 総会の開催	組織のあり方と運営について調整する必要がある。	平成17年3月31日を目途に統合するよう調整に努める。
57	建設	秋田市道路占用連絡協議会 【目的】 地下埋設工事等による道路の掘り返しその他道路に関する各種工事を計画的に行い、事故防止と円滑な交通を確保する。 【組織】 道路管理者、秋田警察署、秋田臨港警察署、公営企業、占用事業者、その他の行政機関 【事業】 道路工事計画および地下埋設工事計画の連絡調整、占用台帳の作成、道路の管理(不法占用の防止、道路障害物の除去等)の協力、総合パトロールの実施 等			なし	両町に類似団体なし。
58	都市整備	秋田市公園愛護協会の 【目的】 街区公園等の草刈りなど自発的に公園の愛護活動を行った公園愛護協会に対して報償金を交付し、もって公園に対する愛着を醸成し市民主体の維持管理体制を推進するもの。 【事業】 ・新規結成届出に関すること ・愛護活動を行った公園愛護協会への報償金の交付 (平成15年4月1日現在) 団体数:133団体 管理公園数:176 / 587箇所(分母は総数)			2町では、公園愛護協会の制度がない。	両町に類似団体なし。 合併時までに秋田市の制度「公園愛護協会」について2町に説明し、結成を促す。
59	都市整備	秋田市緑化推進委員会 【目的】 毎年、農林水産大臣の定める期間内に「緑の募金」という名称の寄附金の募集を実施し、もってその寄附金を森林整備、緑化の推進等に寄与する。 【事業】 「緑の募金」運動、「緑の募金」フェスティバルの開催 【委員】 市議会、市、関連団体、国、県、その他本運動の趣旨に賛同するもの 【役員】 委員長1名、副委員長若干名、常任委員1名、監査委員2名 【事務局】 公園課	河辺町緑化推進協議会 【目的】 毎年、農林水産大臣の定める期間内に「緑の募金」という名称の寄附金の募集を実施し、もってその寄附金を森林整備、緑化の推進等に寄与する。 【事業】 「緑の募金」運動 【委員】 町長、町議会議長、秋田森林管理署長、秋田中央森林組合長、会長が関係機関・団体長の推薦により委嘱した者、学識経験者 【役員】 会長1名、副会長1名、監事2名 【事務局】 農林課	雄和町緑化推進協議会 【目的】 毎年、農林水産大臣の定める期間内に「緑の募金」という名称の寄附金の募集を実施し、もってその寄附金を森林整備、緑化の推進等に寄与する。 【事業】 「緑の募金」運動、小・中学校の緑化推進事業、募金 【委員】 学校教育課長、秋田中央森林組合参事、自治会会長、社会教育委員会委員長、農業委員会会長 【役員】 会長1名、監事、1名 【事務局】 産業課	1市2町にそれぞれ緑化推進委員会および緑化推進協議会が存在する。	合併時に秋田市の組織に統合する。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
60	教育	<p>秋田市文化団体連盟 【組織】 97の文化団体が加盟 会員約10,700名 【事業】 秋田市芸術祭などの文化事業の開催・文化功績の顕彰・文化関係団体の連携強化 【その他】 市から運営費補助を受けている。 ・平成15年度：1,270,000円</p>	<p>河辺町芸術文化協会 【組織】 38の文化団体が加盟 会員335名 【事業】 河辺町芸術文化祭などの文化事業の開催・文化関係団体の連携強化 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：90,000円</p>	<p>雄和町芸術文化協会 【組織】 24の文化団体が加盟 会員416名 【事業】 石井露月顕彰雄和町短詩型大会などの文化事業の開催・文化関係団体の連携強化 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：140,000円</p>	特になし	<p>合併後、統合するよう調整に努める。 運営費補助金については、廃止することで両町と確認済みである。</p>
61	教育	<p>秋田市体育協会 【組織】 理事20名以上25名以内(うち、会長1名、副会長若干名、専務理事1名、監事3名) 【事業】 チャリティーゴルフ大会、秋田市 - パッサウ市青少年スポーツ交流、市民スポーツ祭、秋田市スポーツ賞、講話と交歓のタベ 【その他】 市から運営費補助を受けている。 ・15年度：2,500,000円 加盟団体 87団体</p>	<p>河辺町体育協会 【組織】 会長1名、副会長3名、理事若干名、監事2名 【事業】 スポーツ教室大会開設(ウィンタースクール・テニス・登山)、スポーツ賞授賞式・祝賀会、理事会・評議員会・専門部会の開催 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：1,000,000円 加盟団体 21団体</p>	<p>雄和町体育協会 【組織】 会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長1名、理事若干名、評議員若干名、監事3名 【事業】 町民スポーツ祭、雄和町スポーツ賞、町内一周駅伝大会、指導者セミナー 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：820,000円 加盟団体 14団体</p>	補助金の取扱い	<p>合併後、17年度に秋田市の組織に統合するよう調整に努める。</p>
62	教育	<p>秋田市スポーツ少年団 【組織】 本部長1名、副本部長若干名、常任委員長1名、常任副委員長若干名、常任委員若干名、監事若干名、幹事若干名 【事業】 種目別交流大会の開催、体力テストの実施、指導者研修・講習会等の開催、親の会・育成会の研修会の開催 【その他】 市から運営費補助を受けている。 ・15年度：1,648,000円</p>	<p>河辺町スポーツ少年団 【組織】 本部長1名、副本部長若干名、本部長若干名、委員若干名、監事2名 【事業】 交流大会の開催、レクリエーションの開催 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：260,000円</p>	<p>雄和町スポーツ少年団 【組織】 本部長1名、委員若干名 【事業】 交流大会の開催、レクリエーションの開催、スポーツセミナーの開催 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：250,000円</p>	<p>県大会などへの出場枠 ・活動の基準 ・補助金の取扱い</p>	<p>合併後、17年度に秋田市の組織に統合するよう調整に努める。</p>
63	教育	<p>秋田市体育指導委員連絡協議会 【組織】 会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長1名、理事若干名、監事3名、幹事若干名 【事業】 会議 事業に応じて開催する。 研修会 ニュースポーツ講習会、市内6ブロック研修会、中央研修会、秋田県体育指導委員研究大会、東北地区体育指導委員研修会、全国体育指導委員研究協議会</p>	<p>河辺町体育指導委員会 【組織】 委員長1名、副委員長2名 【事業】 会議 定例会を年6回行い、必要に応じて臨時会を開催する。 研修会 女性体育指導委員研究会、秋田河辺地区体育指導委員研修会、秋田県体育指導委員研究大会、東北地区体育指導委員研修会、全国体育指導委員会研究協議会</p>	<p>雄和町体育指導委員会 【組織】 委員長1名 【事業】 会議 年6回開催する。その他必要に応じて開催する。 研修会 ニュースポーツ講習会、町研修会、秋田河辺地区研修会、秋田県体育指導委員研究大会、東北地区体育指導委員研修会</p>	<p>会議、研修会等の事業の整備 平成17年度開催の全国体育指導委員研究協議会(全国的イベント)に向けた準備態勢の整備</p>	<p>合併時に秋田市の組織に統合する。</p>

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
64	教育	秋田市生涯学習奨励員会 【組織】 会長、副会長、委員、会員102人 【事業】 生涯学習自主企画事業、生涯学習相談事業、研修会	河辺町生涯学習奨励員協議会 【組織】 会長、副会長、委員、会員15人 【組織】 研修会、町生涯学習事業への協力	雄和町生涯学習奨励員協議会 【組織】 会長、副会長、会員14人 【事業】 研修会、町生涯学習事業への協力	特になし	合併時に秋田市の組織に統合する。
65	教育	秋田市子ども会育成連絡協議会 【組織】 会長1名、副会長3名、常任理事6名、理事若干名、事務局長1名、監事2名、単位子ども会755団体が加盟 【事業】 総会、夢と友情の旅、研修会、役員会 【その他】 市から運営費補助を受けている。 ・15年度：150,000円			なし	両町に類似団体なし。 秋田市子ども会育成連絡協議会が実施する事業の対象を両町の子ども会にも広げる。
66	教育	青少年育成秋田市民会議 【組織】 会長1名、副会長3名、常任委員9名、監事2名、顧問1名、参与1名、60団体ならびに個人139名が加盟 【事業】 「地域のおじさん、おばさん運動」の推進、会報「青少年やどめ」の発行、青少年健全育成運動の広報・巡回活動、横断幕・のぼり等の貸出し掲示による啓発 【その他】 市から運営費補助を受けている。 ・15年度：20,000円	青少年育成河辺町民会議 【組織】 会長1名、副会長2名、常任委員17名、監事2名、青少年に関わる関係諸団体から委員を選出 【事業】 環境浄化懇談会、有害図書点検、青少年健全育成町民大会、家庭教育関係事業、チラシ配布等啓蒙活動、広報紙発行（年2回） 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：225,000円	青少年育成雄和町民会議 【組織】 会長1名、副会長2名、常任委員11名、監事2名、青少年に関わる関係諸団体から委員を選出 【事業】 青少年育成町民大会、広報啓発活動、環境浄化事業等 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：30,000円	補助金の取扱い	合併時に統合するよう調整に努める。
67	教育	秋田市青少年問題協議会 【組織】 会長は市長。委員の定数は15人以内（現行13人）で、関係行政機関の職員および学識経験がある者のうちから市長が任命。任期2年（現委員任期H17.5.31まで） 【事業】 青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項の調査・審議。関係行政機関の連絡調整 【その他】 委員報酬 ・1回：7,300円	河辺町青少年問題協議会 【組織】 会長は町長。委員は30人以内（現行16人）とし、町議会議員、関係行政機関の職員および学識経験者のうちから町長が任命。任期2年（現委員任期H16.3.31まで） 【事業】 青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項の調査・審議。関係行政機関の連絡調整 【その他】 委員報酬 ・1回：6,300円	雄和町青少年問題協議会 【組織】 会長は町長。委員の定数は12人以内（現行12人）で、関係行政機関の職員および学識経験がある者のうちから町長が任命。任期2年（現委員任期H16.3.31まで） 【事業】 青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項の調査・審議。関係行政機関の連絡調整 【その他】 委員報酬 ・1回：7,000円	平成16年度の委嘱において、両町で任期を調整する必要がある。	合併時に秋田市の組織に統合する。

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
68	教育	秋田市連合青年会 【組織】 会長、副会長、会員30人 【事業】 全秋田市連合青年会交流会、県連合青年会 等他団体との交流 【その他】 市から運営費補助を受けている。 ・15年度：140,000円		雄和町連合青年会 【組織】 会長、副会長、会員20人 【事業】 町内クリーンアップ事業、町内青年の集い、 県連合青年会主催事業への参加、青年人材 養成派遣事業への参加 【その他】 町から運営費補助を受けている(15年度： 80,000円)	特になし	合併時に統合するよう調整に努める。
69	教育	秋田市PTA連合会 【組織】 市内の各小中学校PTA(単位PTA)。会長1 名、副会長2名、常任委員若干名、監事3名 【事業】 総会、研修会の開催、会報発行、会員交流会 等 【その他】 市から運営費補助を受けている。 ・15年度：140,000円	河辺町PTA連絡協議会 【組織】 町内の各小中学校PTA(単位PTA)。会長1 名、副会長2名、監査員2名 【事業】 総会、定例会、会員交流会等 【その他】 町から運営費補助を受けている(15年度： 54,000円)	雄和町PTA連絡協議会 【組織】 町内の各小中学校PTA(単位PTA)。会長1 名、副会長2名、監査員2名 【事業】 総会、定例会、会員交流会等 【その他】 町から運営費補助を受けている(15年度： 50,000円)	特になし	合併時に秋田市の組織に統合する。
70	教育	秋田市連合婦人会 【組織】 学区を中心につくられた単位婦人会をもって組 織。会長1名、副会長2名、常任委員若干名、 監事3名 【事業】 研修会開催、婦人体育祭開催、会報発行 【その他】 市から運営費補助を受けている。 ・15年度：140,000円	河辺町連合婦人会 【組織】 地区婦人会をもって組織 会長1名、副会長2名、事務局1名、会計1名、 監事1名 【事業】 会議開催、ボランティア活動 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：240,000円	雄和町連合婦人会 【組織】 学区ごとに地域婦人会があり、その下に自治 会を中心とした単位婦人会をもって組織。会長 1名、副会長3名、評議員20名、幹事2名 【事業】 研修会開催 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：140,000円	特になし	合併時に統合するよう調整に努める。
71	教育			雄和町自治公民館連絡協議会 【組織】 会長副会長、理事、31自治公民館で組織 【事業】 公民館功労者表彰、館長・主事移動研修、花 いっぱい運動推進事業、地域コミュニティ活動 研修、モデル自治公民館指定事業 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：220,000円	特になし	現行どおりとする。 (合併後、運営費補助金を廃止する。)

公共的団体等（公社・第三セクターを除く）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課 題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
72	教育			裕和大学学友会 【組織】 会長、副会長、会員40人 【事業】 学習会、町外研修 【その他】 町から運営費補助を受けている。 ・15年度：50,000円	特になし	現行どおりとする。 (合併後、運営費補助金を廃止する。)
73	教委		河辺郡地方教育委員会連絡協議会 予算規模：86千円うち両町より84千円の負担金。教育委員研修など。事務局は河辺町教育委員会	河辺郡地方教育委員会連絡協議会 (左に同じ)		合併時に廃止する。(両町の教育委員は失職)
74	教委		河辺郡中学校体育連盟 【事業】 総体、春季、秋季大会運営、チーム強化費など 【事務局】 ・河辺中学校 ・予算規模：611千円(うち両町より300千円)	河辺郡中学校体育連盟 (左に同じ)		合併時に廃止する。(秋田市中体連に加盟する)
75	教委		河辺郡連合婦人会 【事業】 研修等 【事務局】 郡婦人会連合会事務局員宅	河辺郡連合婦人会 (左に同じ)		平成16年度に解散する予定である。
76	教委		河辺郡校長会 【事業】 研修会、「河辺教育」編集 【組織】 会長-岩見三内中学校長、事務局-川添小校長 ・会計規模：941千円、河辺・雄和両町負担金180千円、県・東北・全国校長会への負担金が540千円	河辺郡校長会 (左に同じ)		合併時に廃止する。(各校長は秋田中学校長会に加入する)
77	消防	秋田県消防協会秋田市支部 秋田市単独で、秋田県消防協会秋田市支部を構成している。 ・負担金 職員分：3,905円 団員分：999,128円	秋田県消防協会河辺支部 【事業】 支部訓練大会実施、全県大会出場助成、県協会への負担金など 【事務局】 ・雄和町町民生活課 ・予算規模：572千円(うち両町負担金211千円)	秋田県消防協会河辺支部 (左に同じ)	河辺支部の取扱い	合併時に秋田市の組織に統合する。 (支部組織及び負担金の取扱いについては、県協会で決定されるものであるが、規約上、支部は郡市に置くとされており、合併により河辺郡を構成する河辺雄和両町が秋田市に編入となることから、河辺支部は秋田市支部に統合される)

公共的団体等（公社・第三セクター）の調整方針（案）総括表

(16) 公共的団体等の取扱い（公社・第三セクター）

番号	部会	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	区分	経過措置
1	企画			(財)雄和町育英会	A	
2	環境	(財)秋田市環境保全公社		(財)雄和町環境保全公社	A	
3	商工	(財)秋田観光コンベンション協会	河辺町観光協会	雄和町観光協会	B	
4	商工		岩見観光開発(株)		A	
5	商工		河辺町地域振興(株)		A	
6	商工			(株)雄和町振興公社	A	
7	商工	(財)秋田市勤労者福祉振興協会			B	
8	商工	ポート秋田(株)			B	
9	都市整備	(財)秋田市都市建設公社			B	
10	都市整備	(財)秋田市駐車場公社			B	
11	都市整備	(財)秋田市緑地管理公社			B	
12	都市整備	太平山観光開発(株)			B	
13	美短	(財)秋田学術振興財団			B	
14	会計	秋田市土地開発公社	河辺町土地開発公社		B	

(注1) 団体の名称および概要（組織、内容、その他）を記入し、該当する団体がない場合は空欄で表示

(注2) 「区分」欄には調整方針（案）の区分を表示（A：現行どおり、B：統合又は両町に類似団体なし、C：廃止）

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に 印を表示

公共的団体等（公社・第三セクター）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1	企画			<p>(財)雄和町育英会</p> <p>【目的】 高校生、大学生等に学費の給付・貸与を行うとともに、教育環境の整備を図ることによって修学を奨励し、広く社会有為の人材育成に寄与する。</p> <p>【組織】 理事長-町長、副理事長-教育長、理事-助役・議会議長・学識経験者2名、評議員-地域団体代表等8名、監事-地域自治会長・学識経験者、職員1名</p> <p>【事業】 本町住民の子弟のうちで高等学校、大学等に在学もしくは入学見込みの成績優秀な学生で、経済的理由により修学困難な者に対する学費の給付と貸与 本町に設置される大学等に在学もしくは入学見込みの成績優秀な学生で、経済的理由により修学困難な者に対する学費の貸与 修学を支援し、教育を振興するために必要な学生寮等の整備運営 教育のための個人および団体の研究等に対する助成 等</p> <p>【基本財産・出資者】 ・基本財産：40,000千円(うち町50%) ・14年度決算額：191,190千円</p> <p>【町からの補助・その他】 ・運営補助：10,000千円(14年度決算)</p>	<p>育英会は、平成元年から同4年にかけて約23億円を施設整備建設費として借入れし、平成10年にその残金等18億9千万円を一括して秋田銀行へ借換したが、その際、雄和町と秋田銀行、育英会の三者は18億9千万円を最高限度額とする損失補償契約を締結している。</p>	<p>現行どおりとする。出捐金および損失補償契約については新市が引き継ぐ。</p>
2	環境	<p>(財)秋田市環境保全公社</p> <p>【目的】 一般廃棄物に係る調査研究、再生処理等を行うことにより、市民の生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るとともに、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【組織】 理事長1名、常務理事1名、理事5名、監事2名、評議員11名、職員73名(臨時職員等含む)</p> <p>【事業】 資源化物の収集処理等</p> <p>【基本財産・出資者】 5,000千円(市100%)</p> <p>【市からの委託料・その他】 ・業務委託料411,989千円：(14年度決算)</p>		<p>(財)雄和町環境保全公社</p> <p>【組織】 理事長1名、理事5名、監事2名、評議員6名、職員7名(臨時職員含む)</p> <p>【事業】 家庭ごみ・資源化物の収集運搬、公共建築物等清掃、秋田空港駐車場料金徴収</p> <p>【基本財産・出資者】 14,000千円(うち町85.7%)</p> <p>【町からの委託料・その他】 ・業務委託料：29,926千円(14年度決算)</p>	<p>雄和町環境保全公社の名称の検討が必要。</p>	<p>現行どおりとする。</p>

公共的団体等（公社・第三セクター）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
3	商工	<p>(財)秋田観光コンベンション協会</p> <p>【目的】 秋田市およびその周辺の有する文化的、社会的、経済的特性を活かし、コンベンションおよび観光客の誘致等を行うことにより、秋田市およびその周辺地域におけるコンベンションならびに観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進、地域経済の活性化および文化の向上に資する。</p> <p>【役員等】 理事長-商工会議所会頭、副理事長2名、専務理事1名、理事20名以上25名以内(正副理事長、専務を含む)、監事2名、評議員25名以上30名以内</p> <p>【事務局】 参与1名(市嘱託派遣)、事務局長1名(市一般職派遣)、事務局次長1名(JR出向)、プロパー4名(内2名は案内所等勤務)</p> <p>【事業】 コンベンションの誘致および主催者に対する支援 観光客の誘致および受入 コンベンションおよび観光に関する広報および宣伝 コンベンションおよび観光の調査・企画および開発 コンベンションおよび観光に関する情報の収集および提供 コンベンションおよび観光に係る人材育成および啓発 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>【基本財産・出捐者】 基本財産：387,125千円(市77.5%、県13.0%、民間7社9.3%、その他0.2%) 【市からの委託料・その他】 ・補助金：20,552千円(14年度決算) ・業務委託等：27,263千円(14年度決算)</p>	<p>河辺町観光協会</p> <p>【目的】 河辺町における観光事業の振興を図り、文化の向上と町経済の発展に寄与する。</p> <p>【役員】 会長1名(町長)、副会長2名、理事12名、監事2名</p> <p>【事務局】 町商工観光課職員4名兼務</p> <p>【事業】 観光に関する調査・研究 町民の観光に対する認識を深めるための啓蒙宣伝に関すること 風景・文化・民芸等の宣伝紹介 町内外に対し積極的な宣伝紹介を図り、観光客の誘致活動を図る。 旅館・民宿・料理店・土産品等の紹介・斡旋 観光事業関係者および観光団体との連絡・調整 接待業者のサービス改善および土産品の改良のための講習会等の開催 その他前条の目的達成に必要な事業</p> <p>【町からの補助・その他】 ・補助金：600千円(14年度決算)</p>	<p>雄和町観光協会</p> <p>【目的】 雄和町における観光事業の振興を図り、もって産業、文化の向上発展に資するとともに関係諸団体との連絡・調整を図る。</p> <p>【役員】 会長1名(町長)、副会長1名、常任理事1名、理事若干名、監事2名</p> <p>【事務局】 事務局長1名(プロパー)、事務局員3名(内1名プロパー、2名町産業課職員兼務)</p> <p>【事業】 観光資源の調査研究ならびに保存 郷土文化、自然美および観光施設の整備・拡充と紹介宣伝 観光客の誘致および接遇 物産の開発ならびに販売、斡旋 接客業者のサービス改善指導および紹介宣伝 その他目的に必要な事業</p> <p>【町からの補助・その他】 ・補助金：12,563千円(14年度決算)</p>	<p>観光関連の秋田市の補助金は事業費補助が原則であり運営費の補助はしないこととしている。一方、雄和町の場合は協会育成費補助金が交付されており、協会プロパー職員の人件費の一部となっている。合併に伴う補助金の取扱いに係る調整で秋田市の制度に統一することを決定しているため、雄和町観光協会育成費補助金を現行どおり交付することは困難である。また、河辺町・雄和町ともに、協会の事業実施にあたり町職員の関与が大きい。市町合併後は基本的には市職員の関与は見込めないため、協会の自主的な運営が必要である。さらに、費用対効果や効率性の観点から、3団体が行っている現行事業の精査(補助対象の可否を含む)も必要である。</p>	<p>合併時に(財)秋田観光コンベンション協会と統合するよう調整に努める。なお、プロパー職員の雇用継続についても調整を図る。</p>
4	商工		<p>岩見観光開発(株)</p> <p>【目的】 各種観光関連事業の実施や公共的施設の管理運営業務等を行う。</p> <p>【組織】 代表取締役-町長、専務取締役1名、取締役4名、監査役2名、正社員11名</p> <p>【事業】 自然休養村管理センター(岩見温泉：町施設)の管理運営(温泉・宿泊・飲食の経営等)</p> <p>【資本金・出資者】 資本金：10,000千円 (町55%、民間(1社)45%)</p> <p>【町からの委託料・その他】 ・業務委託料：25,000千円(14年度決算)</p>		<p>平成14年度決算で赤字を計上しており、その原因分析が必要である。</p>	<p>現行どおりとする。ただし、合併前に町の指導により会社の経営分析を行った上、合併後の会社の在り方を改めて検討する。なお、町の出資は新市が引き継ぐ。</p>

公共的団体等（公社・第三セクター）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5	商工		<p>河辺町地域振興(株)</p> <p>【目的】 各種観光関連事業の実施や秋田県健康増進交流センター(ユフォーレ)および河辺町のユフォーレ公園施設の管理運営業務等を行う。</p> <p>【組織】 代表取締役1名(町長)、取締役6名、監査役2名、正社員10名、契約社員9名</p> <p>【事業】 秋田県健康増進センター(ユフォーレ:県施設)の管理運営(温泉・宿泊・飲食の経営等)。ユフォーレ公園(町施設)の管理運営(公園の維持管理・フォレストセンターの運営等)</p> <p>【資本金・出資者】 ・資本金:61,350千円 (町67%、民間(20社)33%)</p> <p>【町からの委託料・その他】 ・業務委託料:7,837千円(14年度決算)</p>		<p>赤字経営が続いており、その原因分析が必要である。</p>	<p>現行どおりとする。 ただし、合併前に町の指導により会社の経営分析を行った上、合併後の会社の在り方を改めて検討する。 また、町の出資は新市が引き継ぐ。 なお、当会社の経営基盤は、県の施設であるユフォーレの管理業務であることから、合併前に施設の在り方や管理業務の委託方針等についての県の考え方を確認する。</p>
6	商工			<p>(株)雄和町振興公社</p> <p>【目的】 各種観光関連事業の実施や町等の公共施設の管理運営業務、給食業務の請負等を行う。</p> <p>【組織】 代表取締役2名(社長:町長、専務)、取締役4名(内1名常勤)、監査役2名、正社員36名</p> <p>【事業】 次の町あるいは県施設の管理運営業務(サイクリングターミナル、ふるさと温泉、コテージ、里の家、観光交流館、農産物処理加工所、県営トレーニングセンター、フィールドアスレチック)、学校給食センターの運営、保育所の調理業務</p> <p>【資本金・出資者】 ・資本金:30,000千円(町100%)</p> <p>【町の支出】 ・施設修繕費補助金:4,960千円(14年度決算) ・業務委託料:25,200千円(14年度決算)</p>	<p>現状では概ね順調な経営と思われるが、従業員数等今後の経営を圧迫するおそれのある要因も見受けられるため、将来的な経営に関する課題分析が必要である。</p>	<p>現行どおりとする。 ただし、合併前に町の指導により会社の経営分析を行った上、合併後の会社の在り方を改めて検討する。 また、町の出資は新市が引き継ぐ。 なお、当会社の受託業務には、県施設の管理業務もあるため、委託方針等についての県の考え方を確認する。</p>

公共的団体等（公社・第三セクター）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
7	商工	<p>(財)秋田市勤労者福祉振興協会</p> <p>【目的】 勤労者の雇用と福祉に関する事業を行い、福祉の向上に寄与する。</p> <p>【組織】 理事長1名、常務理事1名、理事8名、監事2名、評議員10名および事務局職員30名(臨時9名含む)</p> <p>【事業】 秋田テルサ、サンライフ秋田および西部体育館の管理運営の受託</p> <p>【基本財産・出資者】 20,000千円(市100%)</p> <p>【市からの委託料・その他】 ・業務委託料：251,206千円(14年度決算)</p>				<p>両町に類似団体がないことから、統合に向けた調整は要しないが、第3次秋田市政改革大綱に基づき、経営の独立採算をめざし、合理化を図るものとする。</p>
8	商工	<p>ポート秋田(株)</p> <p>【組織】 代表取締役社長(常勤)1名、代表取締役常務(常勤)1名、取締役6名、常勤監査役1名、監査役2名、社員12名</p> <p>【事業】 ポートタワー・海事博物館・小型観光船船客ターミナルおよび店舗等の港湾文化交流施設の建設ならびに管理運営業務 店舗等の管理および賃貸業務 商品見本市・会議・イベント等の企画業務 駐車場の管理運営業務の受託 港湾施設等の管理運営業務の受託 食品、酒類、清涼飲料、日用品雑貨の販売</p> <p>飲食店の経営 損害保険代理業務 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>【資本金、出資者】 ・資本金：10億円(県25%、25%、その他民間44団体50%)</p> <p>【市からの委託料・その他】 ・運営費等補助：273,536千円(15年度当初予算) ・業務委託料：37,423千円(15年度当初予算)</p>			<p>平成16年度中に運転資金が不足する見込みである。</p>	<p>両町に類似団体がないことから、統合に向けた調整は要しない。 なお、平成16年度中の運転資金不足に対応するため、運営資金貸付金30,000千円を16年度当初予算に計上している。 また、平成18年度中に会社所有の施設「セリオン」を公設化する予定である。</p>

公共的団体等（公社・第三セクター）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
9	都市整備	<p>(財)秋田市都市建設公社</p> <p>【目的】 都市計画および土地区画整理事業の促進と、宅地造成のために必要な用地を計画的に確保し、その造成、管理および処分を行うほか、建築部門の企画設計に関する業務を行い、もって都市建設の推進をはかり、市民の福祉増進に寄与する。</p> <p>【組織】 理事長1名、副理事長1名、理事5名、監事2名、評議員11名</p> <p>【事業】 都市計画に関する調査・研究 都市計画および土地区画整理事業の啓発奨励 都市計画および土地区画整理事業に関する業務の受託 宅地開発のための用地の取得・造成・管理および分譲 土木部門の調査・測量・設計および工事監理の受託 建築部門の調査・研究・設計および工事監理の受託 都市近代化施設の建設・管理運営および処分 その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>【基本財産・出資者】 ・基本財産：2,000千円(うち市50%)</p> <p>【市からの補助・その他】 設計・調査等の業務委託、西部工業団地の開発・分譲</p>			<p>行政改革の中で、秋田市環境保全公社、秋田市都市建設公社、秋田市緑地管理公社および秋田市駐車場公社を必要範囲で統合し、総合公社を設立することを検討中である。</p>	<p>両町に類似団体がないことから、統合に向けた調整は要しないが、第3次秋田市行政改革大綱のに基づき、組織の実態に応じて鋭意公社改革の推進を図るものとする。</p>
10	都市整備	<p>(財)秋田市駐車場公社</p> <p>【目的】 交通安全の推進を図り、秋田駅前地区に設置する駐車場の健全な管理運営を行うことにより駐車需要を緩和し、都市機能の増進および市民生活の向上に寄与する。</p> <p>【組織】 理事長1名、副理事長1名、理事10名、監事3名</p> <p>【事業】 交通安全の推進 駐車場の設置および管理 その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>【基本財産・出資者】 ・11,000千円(市72.7%)</p> <p>【市からの補助・その他】 公営駐車場の管理・運営</p>			<p>行政改革の中で、秋田市環境保全公社、秋田市都市建設公社、秋田市緑地管理公社および秋田市駐車場公社を必要範囲で統合し、総合公社を設立することを検討中である。</p>	<p>両町に類似団体がないことから、統合に向けた調整は要しないが、第3次秋田市行政改革大綱に基づき、組織の実態に応じて鋭意公社改革の推進を図るものとする。</p>

公共的団体等（公社・第三セクター）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11	都市整備	<p>(財)秋田市緑地管理公社</p> <p>【目的】 雄物川河川緑地の整備および有効活用に関する事業ならびに秋田市が設置する都市公園の管理の受託事業を行い、もって健全な都市機能および市民福祉の増進に寄与する。</p> <p>【組織】 理事長1名、副理事長1名、理事7名、監事2名、評議員11名</p> <p>【事業】 雄物川下流の環境の整備、秋田リバーサイドグリーン等の管理および運営、雄物川河川緑地を活用したスポーツ教室等の開催、市が設置する都市公園の管理の受託、その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>【市の出資・出損】 ・基本財産30,000千円(市100%)</p> <p>【市からの補助・その他】 ・業務委託料：143,487千円(14年度決算)</p>			<p>行政改革の中で、秋田市環境保全公社、秋田市都市建設公社、秋田市緑地管理公社および秋田市駐車場公社を必要範囲で統合し、総合公社を設立することを検討中である。</p>	<p>両町に類似団体がないことから、統合に向けた調整は要しないが、第3次秋田市行政改革大綱に基づき、組織の実態に応じて鋭意公社改革の推進を図るものとする。</p>
12	都市整備	<p>太平山観光開発（株）</p> <p>【目的】 秋田市、太平山観光開発（株）が連携、協力し、太平山リゾート公園の適切かつ効率的な管理運営を行い、もってリゾート公園の観光振興、活性化に寄与するとともに、市民の健康の増進に資する。</p> <p>【組織】 代表取締役社長1名、取締役11名、監査役3名</p> <p>【事業】 旅客索道事業、温泉供給事業、太平山リゾートパーク内の造園事業、都市公園等受託管理業務、不動産分譲賃借事業、観光施設・体育施設の経営、旅館・飲食店・売店などのサービス事業等</p> <p>【資本金・出資者】 ・464,000千円(うち市50.1%)</p> <p>【市からの補助・その他】 ・業務委託料：356,228千円(14年度決算)</p>				<p>両町に類似団体がないことから、統合に向けた調整は要しないが、鋭意、運営の一層の健全化を促していくものとする。</p>

公共的団体等（公社・第三セクター）の調整方針（案）

番号	部会	現 況			課題	調整方針(案)
		秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
13	美短	<p>(財)秋田学術振興財団</p> <p>【目的】 秋田地域の美術・デザインを中心とする学術研究の振興等を図り、もって地域の学術、教育、文化、産業の発展に寄与する。</p> <p>【組織】 理事長 1 名、専務理事 1 名、理事 7 名、監事 2 名、評議員 12 名、事務局 4 名(専任)</p> <p>【事業】 地域の発展を図るための美術・デザインの学術研究を促進するための事業 美術・デザインの教育および研究の地域間交流ならびに産業間交流を促進するための事業 美術・デザインの高等教育機関の国際交流を促進するための事業 生涯学習の振興を図るための事業 美術・デザインの高等教育機関の厚生支援事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>【基本財産・出資者】 ・325,030千円(市92.3%)</p> <p>【市からの委託料・その他】 ・業務委託料：10,938千円(14年度決算)</p>				両町に類似団体がないことから、統合に向けた調整は要しないが、鋭意、運営の一層の健全化を促していくものとする。
14	会計	<p>秋田市土地開発公社</p> <p>【目的】 公共用地、公用地等の取得、造成、管理、処分を行うことにより、公有地の拡大の計画的推進を図り、地域の秩序ある整備と、市民福祉の増進に寄与する。</p> <p>【組織】 理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 6 名、監事 2 名、事務局 5 名</p> <p>【事業】 市の依頼による公共事業用地の先行取得等</p> <p>【基本財産・出資者】 ・10,000千円(市100%)</p> <p>【市からの補助・その他】 なし</p>	<p>河辺町土地開発公社</p> <p>【目的】 公共用地、公用地等の取得管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与する。</p> <p>【組織】理事長 1 名、理事長代理 1 名、理事 9 名、監事 2 名、事務局 2 名</p> <p>【事業】 町の依頼による公共事業用地の先行取得等</p> <p>【基本財産・出資者】 ・3,000千円(町100%)</p> <p>【町からの補助・その他】 ・金融機関からの借入額 299,435千円(14年度未現在)</p>		一地方公共団体一公社が原則である。 河辺町土地開発公社に残債がある。	秋田市土地開発公社は存続するものとし、河辺町土地開発公社は合併前までに解散する。 なお、残債については、秋田市土地開発公社が引き継ぐ方向で調整する。